

(仮称) 吹田市自殺対策計画の策定について

平成 28 年 4 月 1 日に改正された自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)において、市町村に対して、国の大綱や都道府県の自殺対策計画、地域の実情等を勘案した「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられたことに伴い、平成 30 年度中に計画の策定を行います。

1 計画期間

平成 31 年度 (2019 年度) ~平成 35 年度 (2023 年度) の 5 年間

計画策定のポイント

- (1) 精神保健分野での対策だけでなく、「生きることの包括的な支援」として全庁的に自殺対策を推進すること。
- (2) 本市における自殺の実態等を踏まえて重点施策を検討すること。
- (3) 市が一方向的に策定した計画とならないよう、懇談会で関係団体や市民から出た意見を計画に取り入れるなど、市全体で自殺対策に取り組むような計画とすること。

2 計画策定を含む今後の自殺対策の推進体制

(1) 吹田市自殺対策推進庁内会議

部長級で構成し、計画の策定・推進を含む本市の自殺対策に関する重要な事項を所掌し、具体的な内容は、作業部会等において協議します。

(2) 吹田市自殺対策推進懇談会

次の 8 名以内の委員で構成し、計画案や関係団体等の取組について意見交換を行います。

ア 学識経験者 (弁護士 1 名)

イ 関係団体からの推薦者 (医師会、薬剤師会、社会福祉協議会及び民生・児童委員協議会からそれぞれ 1 名)

ウ 行政機関 (大阪府吹田保健所から 1 名)

エ 公募市民 (2 名)

(3) 計画策定支援業務

本市における自殺の実態等を踏まえた計画とするため、実態調査や分析等を行うことができるコンサルティング事業者へ次の業務を委託します。

- ア 本市における自殺の実態に関する現状分析・課題抽出
- イ 庁内会議・懇談会の運営支援
- ウ パブリックコメントの実施支援
- エ 計画案の決定、計画書の作成・印刷 等

### 3 予定スケジュール

- (1) 平成30年6月 コンサルティング事業者と委託契約
- (2) 平成30年8～9月 本市の自殺実態に関する分析や、事業の棚卸の結果を踏まえて計画骨子案を決定
- (3) 平成30年12月 計画案の決定
- (4) 平成30年12月 パブリックコメントの募集
- (5) 平成31年1月 パブリックコメントの受付終了・回答
- (6) 平成31年3月 計画策定

# 計画策定に向けた自殺対策推進体制

- 1 計画の策定・推進に当たっては、庁内会議を筆頭に計画策定・推進作業部会で具体的な検討を行うとともに、懇談会において計画等に関する意見交換を実施。
- 2 実務上の情報共有等は、実務担当者会議を中心に行い、必要に応じて庁内会議や懇談会において議論又は意見交換。

## 庁 外

### 自殺対策推進懇談会

- 1 構成委員 … 次のとおり。
  - (1)学識経験者(弁護士)
  - (2)関係団体からの推薦者
    - ア 医師会
    - イ 薬剤師会
    - ウ 社会福祉協議会
    - エ 民生・児童委員協議会
  - (3)行政機関(大阪府吹田保健所)
  - (4)公募市民(2名以内)

※必要に応じ関係室課も出席することが可能。
- 2 所掌事務 … 計画の策定及び推進に関する事項について意見交換
- 3 報酬等 … 有償(会議1回につき8,400円)

## 庁 内

### 自殺対策推進庁内会議

- 1 構成委員 … 関係部局の部長級職員
- 2 所掌事務 … 本市の自殺対策に関する方向性、計画の策定・推進に関する事務を所掌

### 作業部会等

- 1 計画策定・推進作業部会
  - (1)構成委員 … 関係室課の室課長
  - (2)所掌事務 … 自殺対策計画の策定及び推進に関する事務を所掌
- 2 実務担当者会議
  - (1)構成委員 … 関係室課の職員(課長級以下の実務担当者)、吹田保健所、社会福祉協議会
  - (2)所掌事務 … 自殺予防対策に係る市と関係機関の実務的な情報共有や連携に関する事務を所掌
  - (3)報酬等 … 無償